

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和 7 年 6 月 4 日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

被 処 分 者	商 号	株式会社アルカ
	代 表 者	廣瀬 貴士（ひろせ たかし）
	主 たる 事 務 所	東京都文京区湯島三丁目 4 7 番 1 0 号
	免 許 年 月 日	令和 2 年 1 1 月 2 0 日
	免 許 証 番 号	東京都知事（1）第 1 0 5 5 7 4 号
聴 聞 年 月 日		令和 7 年 2 月 1 3 日
処 分 内 容		宅地建物取引業務の全部停止 7 日間
業 務 停 止 期 間		令和 7 年 6 月 1 8 日から同月 2 4 日まで
適 用 法 条 項		宅地建物取引業法第 3 4 条の 2 第 1 項第 8 号及び宅地建物取引業法施行規則第 1 5 条の 9 第 4 号（媒介契約書記載事項の虚偽記載） 同法第 6 5 条第 2 項第 2 号（業務の停止）
事 実 関 係	被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号。以下「法」という。）違反があった。 記 被処分者は、令和 5 年 2 月に、依頼者 A との間で、埼玉県春日部市所在の宅地及び建物の売却に係る一般媒介契約を締結した。 この業務において、法第 3 4 条の 2 に定める書面（一般媒介契約書）に、「国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約」と表示しながら、有効期間、費用の支払い及び報酬の請求について、標準媒介契約約款と異なる記載をした。 このことは、法第 3 4 条の 2 第 1 項第 8 号及び宅地建物取引業法施行規則（昭和 3 2 年建設省令第 1 2 号）第 1 5 条の 9 第 4 号に違反し、法第 6 5 条第 2 項第 2 号に該当する。	

※廣瀬氏の「廣」は、正しくは「广」（まだれ）の下が「黄」となります。